

令和元年 8 月

お客さま各位

瀬戸信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」
を踏まえた預金規定等の改定のお知らせ

当金庫では、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、令和元年 10 月 1 日より預金規定等を改定いたします。

規定改定後は、お客さまとの新規取引開始時に加え既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により、再度ご確認ください。

なお、在留カードをお持ちのお客さまにつきましては新規取引開始時に、在留期間・在留資格等を確認させていただいておりますが、既にお取引があるお客さまにつきましても在留期間・在留資格等を更新された場合、新たな在留カードを確認させていただいております。

当金庫が求める確認や資料等のご提出について適切にご対応いただけない場合、やむを得ずお取引をお断りさせていただく場合や、お取引の制限等をさせていただく場合があります。また、当金庫が確認した情報や資料の内容によっては、お取引を制限等させていただく場合がございます。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいておりますお客さまにも適用されます。

1. 対象となる主な預金等規定

- | | |
|---------------------|------------|
| ・ 普通預金規定 | ・ 総合口座取引規定 |
| ・ 貯蓄預金規定 | ・ 納税準備預金規定 |
| ・ 当座勘定規定 | ・ 外貨普通預金規定 |
| ・ インターネット支店用 普通預金規定 | |

2. 主な改定内容（例：普通預金規定）

以下の条項を新設・追加します。対象となる主な預金等規定も同様の改定を行います。

普通預金規定（無利息型普通預金を含む）

8.（届出事項の変更、通帳の再発行等）（一部追加・変更（下線部を追加・変更します））

（1）通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所、在留資格・在留期間その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（2）（3）省略

（4）預金口座開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

1 2. (取引等の制限) (条項の新設)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合、入金、払戻し、振込、外国送金等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 3年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し、振込、外国送金等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当金庫に届出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し、振込、外国送金等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し、振込、外国送金等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

1 3. (解約等) (一部追加・変更 (下線部を追加・変更します))

- (1) 省略
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①②省略
 - ③ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項、および前条第1項もしくは第3項にもとづく各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかな場合
 - ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
 - ⑤ 省略
- (3) (4) (5) 省略

3. 改定後の普通預金規定

下線部分を変更しています。

普通預金規定（無利息型普通預金を含む）

1. （反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、普通預金規定第13条第3項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2. （取扱店の範囲）

普通預金および無利息型普通預金（以下「この預金」といいます。）は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

3. （証券類の受入れ）

- （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- （2）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- （3）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- （4）手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- （5）証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

4. （振込金の受入れ）

- （1）この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- （2）この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

5. （受入証券類の決済、不渡り）

- （1）証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- （2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を当該預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- （3）前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

6. （預金の払戻し）

- （1）この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
- （2）この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。

- (3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

7. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、店頭表示の普通預金利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、この預金に組入れます。ただし、無利息型普通預金には利息をつけません。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所、在留資格・在留期間その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳を再発行する場合は、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (4) 預金口座開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

9. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

12. (取引等の制限)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を

指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合、入金、払戻し、振込、外国送金等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(2) 3年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し、振込、外国送金等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当金庫に届出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し、振込、外国送金等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(4) 前3項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し、振込、外国送金等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

13. (解約等)

(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合

③ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項、および前条第1項もしくは第3項にもとづく各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかな場合

④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。

⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他本号AからDに準ずる行為

(4) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

14. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、通帳は当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通知と同時に当金庫に提出してください。

② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で

預金者が保証人になっているもの) がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
- ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金、手数料等の支払いは不要とします。

(4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上